

議案第17号

志摩市公告式条例の一部改正について

志摩市公告式条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和8年2月26日 提出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市公告式条例の一部を改正する条例

志摩市公告式条例(平成16年志摩市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「掲示して」を「掲示する方法又はインターネットを利用する方法により」に改める。

別表志摩市浜島支所掲示板の項、志摩市大王支所掲示板の項、志摩市志摩支所掲示板の項及び志摩市磯部支所掲示板の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(志摩市行政手続条例の一部改正)

2 志摩市行政手続条例(平成16年志摩市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「掲示すること」を「掲示する方法又はインターネットを利用する方法」に改める。